　各事業主　殿

山梨労働局労働基準部監督課長

日頃から労働基準行政に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、自動車運転者については、他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあり、労働基準関係法令違反が高水準で推移し、また、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっているなど、その労働条件及び安全衛生の確保と改善を一層推進することが求められています。

これらの問題の解消に向けては、使用者が労働基準関係法令や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」などについて、適切な理解の下、それぞれの事業場で自主的に改善の取組を行っていただくことが重要です。

このような観点から、当労働局の「労働時間管理適正化指導員」が各事業場を個別に訪問させていただき、御担当の方に直接、労働基準関係法令等の説明等を行っているところです。

つきましては、この訪問の趣旨を御理解いただくとともに、指導員を活用くださいますようお願い申し上げます。

後日、担当指導員よりご連絡させていただきます。

山梨労働局労働基準部監督課

山梨県甲府市丸の内1-1-11



電話　055-225-2853

FAX　 055-225-2783

メールアドレス

[kantokuka-yamanashikyoku@mhlw.go.jp](mailto:kantokuka-yamanashikyoku@mhlw.go.jp)